

高圧ガス保安法遵守状況一覧（その2）

液化石油ガス保安規則第19条第1項第2号 容器により貯蔵する場合

条 文		遵守状況	
イ	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと、ただし、法第16条第1項の許可を受け、又は法第17条の2第1項の届出を行ったところに従って液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。		
ロ	貯蔵は、通風の良い場所ですること。		
ハ	規則第6条第2項第7号の基準に適合すること。		
	(イ)	充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	
	(ロ)	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	
	(ハ)	容器置場の周囲2メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性若しくは発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。	
	(ニ)	充てん容器等は、常に温度40度以下に保つこと。	
	(ホ)	充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	
	(ハ)	容器置場には、携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入らないこと。	

備考 該当しない項目については、斜線を引くこと。